

令和5年度 柏市立酒井根小学校 いじめ防止基本方針

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布。9月28日施行）の施行に伴い、人権尊重の理念に基づき、柏市立酒井根小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるように「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

この法律の趣旨を踏まえるとともに校内体制を整備し、「いじめ防止対策」を推進する。

1. 定義・基本理念

(1) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法 第二条）なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察などの関係機関に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるような、教育委員会に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) 「いじめ防止対策」の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともにその後の成長に深い傷を残し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。

いじめから児童生徒を守るためには、児童生徒に関わる大人一人ひとりが、「いじめはどの児童生徒にもどの学校でも起こりうるものである」ことを共有し、それぞれの役割と責任を自覚するなかでいじめの防止に取り組んでいく必要があると考える。

特に、子どもがいじめを苦に自らその尊い命を絶つような事態は何としても防がなければならないという強い決意で取り組まなければならない。

2. 組織

●「生徒指導・特別支援教育部会」

…生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、各学年1名

※日頃からいじめ問題等、児童生徒の生徒指導上の課題に対応する

●「いじめ防止対策委員会」

…校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)

※いじめの未然防止対策、早期解決の取り組み以外に、いじめに関する研修会の開催。いじめ防止のための児童への一斉指導。いじめに関するアンケート調査（毎月1回・教育相談日）の実施。いじめ防止に向けた保護者との連携等の企画・運営も担当する。組織図は、【別紙1】の通り。

3. 未然防止

- (1) すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができるようにする。
- (2) 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。具体的には、チャイム席や授業中の正しい姿勢の徹底、話し合いの指導等に取り組む。
- (3) すべての児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれるようにする。そのために、全校で「生徒指導の機能を生かしたわかる授業」づくりを進める。

- (4) 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりしないよう教師の言動に十分注意する。
- (5) 定期的な教育相談（毎月1回、教育相談日）やアンケート、個人面談、相談箱の設置（保健室前）等により、いじめの早期発見に努める。
- (6) いじめの疑いがあるような場合の対応は、いじめ防止対策委員会が協議し判断するとともに、担任任せにしないでチームで対応する。
- (7) いじめられている児童の立場に立った親身の指導（気持ちに寄り添い、徹底して守ること）の重視
- (8) ホームページで「いじめ防止基本方針」を公表し、保護者・地域・学校が一体となって連携・協働する体制を構築する。
- (9) 道徳の時間の指導内容に重点項目を設定し、充実を図る。（道徳教育推進教師と連携）
- (10) 「いじめ防止基本方針」は、定期的にどのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うかを、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づき検証し、継続化を図る。

4. いじめの早期発見

- (1) **いじめに関するアンケート**を月一回行い、必要に応じて、児童からの聞き取りや指導を行う。アンケートは各学年取りまとめ、5年間保管（教育相談室内）する。
- (2) **教育相談日**を毎月一日（第2週金曜日）設け、保護者にも周知する。
- (3) 定期的に**評価アンケート**を行い、その結果を適宜、情報発信する。
- (4) **相談ポスト**を設け、常時相談を受け付ける。
- (5) 授業中、休み時間等授業時間外の児童の**人間関係を観察**し、日常的にいじめの早期発見に努める。

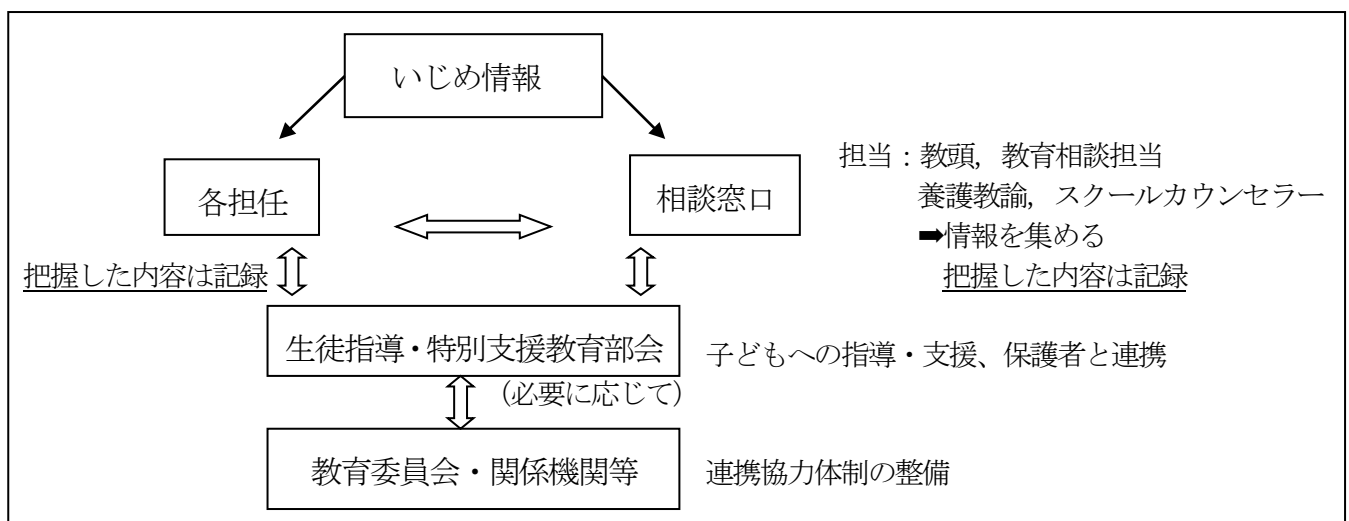
5. いじめの相談・通報

学級担任をはじめ相談しやすい教職員への連絡・相談はもちろん、具体的な窓口を決め、「いじめ」の早期発見に努める。また、いじめについて相談することや通報することは適切な行為であることを十分確認する。教員は児童が相談しやすいように信頼関係を構築する。

「いじめ」の相談窓口：教頭、学級担任、養護教諭、教育相談担当

6. いじめを認知した場合の対応

【相談・指導体制関連図】



<重大事態→教育委員会や関係機関等との連携>

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、**所轄警察署と連携して**これに対処する。**児童の命を第一**に考えて対応する。
- (2) いじめにより児童の**生命・心身又は財産に重大な被害**が生じた疑いや、**相当の期間（30日、連続して欠席）**学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、速やかに教育委員会に報告し必要な措置を講ずる。

＜保護者への連絡と支援・助言＞

いじめが確認された場合は、**保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援やいじめを行った児童の保護者に対する助言**を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する**情報を適切に提供**する。

7. 指導について

＜被害児童に対して＞

スクールカウンセラーを活用し、**心のケア**を行い、安心して学校に通学できるように配慮する。

＜加害児童に対して＞

在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、**適切に当該児童に対して懲戒を加える**。ただし、懲戒を加える際には教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が**自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す**。また、「**観衆**」としてはやし立てたり、おもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「**傍観者**」の**指導**も行う。

8. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ①いじめにより、**児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある**と認めるとき。
- ②いじめにより、児童生徒が**相当の相当期間（30日間、連続して欠席）学校を欠席すること**を余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

[その判断の基準]

- 児童生徒が自死したり、それを企図したりした場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 年間30日を超える欠席がある場合

上記規定はもちろんのこと、これにこだわることなく、児童生徒の個々の状況と保護者の要望を十分に把握して判断する。

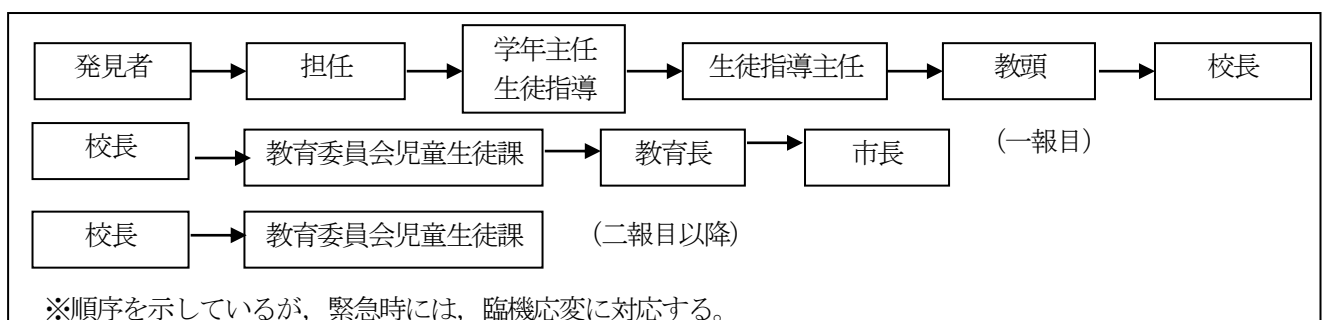
(2) 対処

まずは、いじめを受けた児童生徒の**被害を最小限に抑える**ために最善をつくす。

①教育委員会児童生徒課に連絡する。

- ・いじめ等の報告に際しては、その解決を第一に考え、正確かつ丁寧に説明を行い、隠蔽等を行わないことは当然である。
- ②学校が調査主体となる場合は、いじめ対策委員会を母体として調査に当たる。
- ③**スクール・カウンセラー及び必要に応じてスーパーバイザーの派遣要請**をする。
- ④事実確認のための**調査**を行い、必要に応じて**関係機関と連絡**をとる。
- ⑤上記結果を**児童及び保護者に提供**する。
- ⑥以後、**誠意をもって解決にあたる**。

【重大事態発生時の対応】

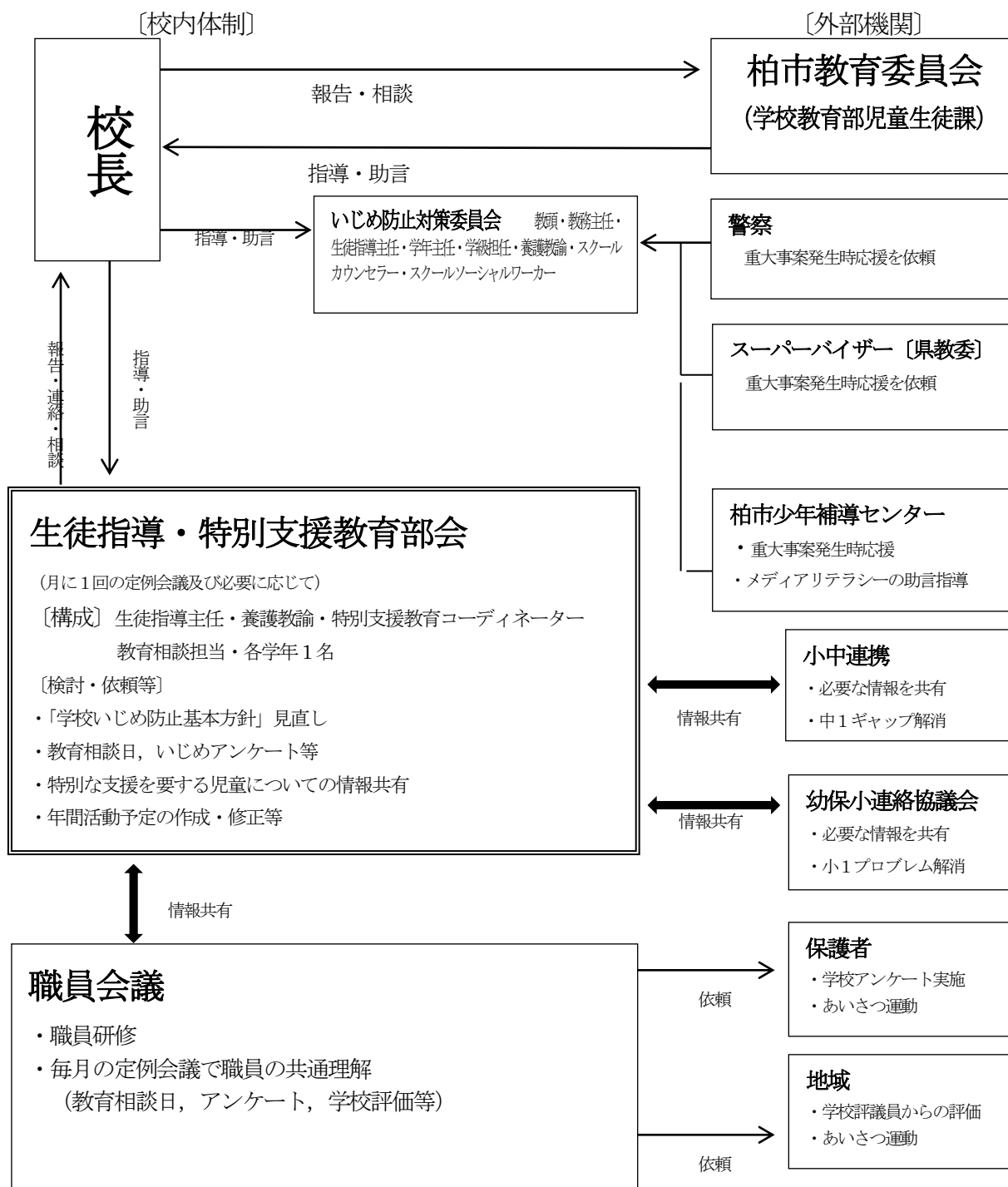


9 . 公表, 点検, 評価等について

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」については, 毎年度末に, 生徒指導部会, 職員会議, 学校評議員会議等により改訂を視野に入れた点検, 評価をした後, 学校ホームページ上に公表するものとする。
- (2) また, 学校評価を視野に入れた保護者アンケートの実施に際しては, 学校のいじめ対策に関する項目により点検を行う。

【別紙1】

【組織図】



10 . いじめの相談・関係機関との連携

【関係諸機関との連携】（保護者向け）		（児童・生徒向け連絡先）
○柏市教育委員会児童生徒課	04-7191-7210	●24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 ●千葉いのちの電話 043-227-3900 ●やまびこ電話柏 04-7166-8181 ●千葉県警少年センター 0120-783497
○教育支援室 (教育相談, 電話, 相談)	04-7131-6671	
○千葉県教育庁東葛飾教育事務所	047-361-4103	
○千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	
○柏警察生活安全課	04-7148-0110	
○千葉県警東葛飾地区少年センター	04-7162-7867	
○柏市少年補導センター	04-7164-7571	
○柏市役所家庭児童相談	04-7167-1458	

令和5年4月3日改定